

# 本会議のあらまし

令和4年館林市議会第4回定例会は、12月2日から15日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は追加議案も含め24件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。

その他、議員提出議案1件、請願1件の審議が行われました。

## 人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

Ⅱ人権擁護委員の森田恵美子さん（加法師町）の任期が、令和5年3月31日をもって満了となることから、

後任に上山晴美さん（松原二丁目）を推薦したいとして、

人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

Ⅱ人権擁護委員の大拙輝一さん（細内町）の任期が、

令和5年3月31日をもって満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

## 条例の制定



令和5年3月31日をもって満了となるが、再推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽館林市個人情報保護の保護に関する法律施行条例Ⅱデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報

報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者等について、それぞれ分かれていた個人情報に関する規律が、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」に統合され、新たな個人情報保護制度の運用が始まることにより、同制度に対応するための規定を整備するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者等について、それぞれ分かれていた個人情報に関する規律が、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」に統合され、新たな個人情報保護制度の運用が始まることにより、同制度に対応するための規定を整備するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

致で可決されました。

▽個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例Ⅱ

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部を改正し、文言の整理、規定の整備などを行うもので、全員一致で可決されました。

▽地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

Ⅱ地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うもので、内容は、地方公務員法において、地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされているが、国家公務員法等の改正により国家公務員の定年が「65歳」まで段階的に引き上げられることとなったことを踏まえ、本市職員の定年を令和5年度から令和13年度にかけて「65

歳」まで段階的に引き上げるなど、国家公務員と同様の定年延長等の措置を講ずるため、また、整備対象条例として、13の条例の一部改正と、1つの条例を廃止するもので、全員一致で可決されました。

## 条例の改正

▽館林市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ国家公務員の退職手当の取扱いに準じ、非常勤職員に対する退職手当の支給の適用要件を緩和するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市基金条例の一部を改正する条例Ⅱ本市が内閣府から認定を受けた、館林市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業について、企業からの寄付金を同事業の財源として活用することができるよう、本条例に新たに企業版ふるさと納税基金を設置するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で

と納税基金を設置するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で